

茨城県立医療大学運営会議規程

〔令和5年3月20日〕
〔医療大訓第4号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第12条の規定に基づき、茨城県立医療大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 大学運営会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 付属病院長
- (5) 研究科長
- (6) 学生部長
- (7) 附属図書館長
- (8) 各学科長及び各センター長
- (9) 学務委員会委員長（学長が学務委員会委員長である場合は、学務委員会委員長が指名する者）
- (10) 専攻科長（学長が専攻科長である場合は、専攻科長が指名する者）
- (11) 学長特別補佐

2 学長が必要と認めるときは、その他の教職員を構成員に加えることができる。

（審議事項）

第3条 大学運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 本学設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 予算及び決算等、財務に関する事項
- (4) コンプライアンスに関する事項
- (5) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項
- (7) 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (8) 付属病院の運営及び大学と付属病院の連携方針に関する事項
- (9) 他の学内委員会に属さない事項
- (10) その他本学の運営に関する重要事項の連絡調整

（会議）

第4条 大学運営会議は、学長が招集し、副学長が議長となる。ただし、議長に事故あるときは、構成員のうちから学長があらかじめ指名する者が議長となる。

2 大学運営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認める時は、臨時に大学運営会議を開催することができる。

(会議の成立及び議決)

第5条 大学運営会議は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員の過半数以上の出席がなければ成立しない。

2 大学運営会議の議事は、他の規程に特別に定めがある場合を除くほか、出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、**学長**の決するところによる。

3 前項の場合において、投票により議事を決するときは、「出席構成員」とあるのは「有効投票」と読み替えるものとする。

(構成員以外の出席)

第6条 学長は、必要と認める本学教職員を、大学運営会議に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(議事録)

第7条 大学運営会議の議事録は、事務局が作成し、議長が確認し、事務局長が保管する。

(非公開)

第8条 大学運営会議は、公開しない。

2 大学運営会議の議事録及び審議は、必要に応じ教授会に報告する場合を除き、公開しない。ただし、審議資料については、大学運営会議の議決により公開することができる。

(専門委員会)

第9条 大学運営会議は、審議を適切に行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 大学運営会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、大学運営会議の運営に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が定める。

付 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(茨城県立医療大学総務委員会規程の廃止)

2 茨城県立医療大学総務委員会規程(平成7年医療大訓第6号)は、廃止する。

(茨城県立医療大学企画調整会議規程の廃止)

3 茨城県立医療大学企画調整会議規程(平成7年医療大訓第14号)は、廃止する。